

研究資金の適正な取扱いに関する要領

令和2年2月17日制定
一般財団法人マイクロマシンセンター

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人マイクロマシンセンター（以下「MMC」という。）が実施する研究活動における研究資金の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「研究活動」とは、外部（以下「配分機関」という。）からの資金による受託研究、共同研究、助成事業等、MMCにおいて行われる研究活動をいう。
- (2)「研究資金」とは、研究活動を実施するための、外部からの資金をいう。
- (3)「不正使用」とは、研究資金の他の用途への使用又は委託契約の内容、交付の決定の内容若しくはこれらに付した条件に違反した使用のことをいう。
- (4)「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により研究資金を受給することをいう。
- (5)「構成員」とは、研究活動に従事する研究者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいう。

(最高管理責任者)

第3条 専務理事は、最高管理責任者として、MMC全体を統括し、研究資金の運営・管理について最終責任を負う。

- 2 最高管理責任者は、研究資金の不正使用及び不正受給（以下「不正」という。）防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- 3 最高管理責任者は、第4条に定める統括管理責任者及び第5条に定めるコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 事務局長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、研究資金の運営・管理についてMMC全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、MMC全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 総務部長は、コンプライアンス推進責任者として、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる措置を実施する。

- (1) MMCにおける対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正の防止を図るため、研究活動に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) MMCにおいて、研究者等が、適切に研究資金の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(行動規範)

第6条 研究資金の適正な執行を確保するため、行動規範を定める。

(誓約書の提出)

第7条 構成員は、別に定める様式により、誓約書を提出しなければならない。

(相談窓口)

第8条 MMCの研究活動における研究資金の管理・執行に関する運用の相談窓口は、総務部に置く。

(告発等の通報窓口)

第9条 研究資金の不正に関する告発等（MMC内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出等）の通報窓口は、総務部長とする。

- 2 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。
なお、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(調査委員会)

第10条 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。

- 2 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正の相当額等について調査する。
- 3 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性を確保する観点から、MMCに属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する。
- 4 第三者の調査委員は、MMC及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 5 MMCは必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究資金の使用停止を命ずる。
- 6 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正の相当額等について認定する。

(調査の報告)

第11条 MMCは、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 調査の終了前であっても、配分機関の求めがあった場合は、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5 配分機関の求めがあった場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることとする。

(対応措置)

第12条 最高管理責任者は、不正の事実があると認めた場合はその者に対してMMCの規程等に基づき処分を行うものとする。

2 最高管理責任者は、調査の結果、その者に対して不正の事実がないと認めた場合は、第9条第5項に規定した研究資金の使用停止を解除し、名誉回復及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

3 調査の結果、通報者による研究妨害その他の作為的な行為であることが明らかとなった場合には、最高管理責任者は当該通報者に対し、関係法令等に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(不正防止計画)

第13条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、不正の発生を防止するため、不正防止計画を策定する。

2 最高管理責任者は、不正防止計画に率先して対応し、その進捗管理に努めるものとする。

3 不正防止計画の推進を担当する部署は、総務部とする。

(附則)

この要領は、令和2年2月17日から施行する。

(様式)

研究資金に関する誓約書

一般財団法人マイクロマシンセンター
理事長 殿

私は、研究活動を実施するための研究資金に関して、次のことを誓約いたします。

- 1 一般財団法人マイクロマシンセンターの規定等を遵守します。
- 2 研究資金を適正に使用し、不正使用・不正受給などの不正を行いません。
- 3 規定等に違反して不正を行った場合には、一般財団法人マイクロマシンセンターや研究資金の配分機関による処分及び法的な責任を負担します。

令和 年 月 日

氏名 (自署)

印